船橋市家庭的保育事業運営費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内において家庭的保育事業を実施している者（以下「事業者」という。）に対し、家庭的保育事業運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、家庭的保育事業者の費用負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「家庭的保育事業」とは、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業をいう。

（交付の要件）

第３条　補助金の交付を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

⑴　法第３４条の１５第２項に基づき市長の認可を得て、法第２４条第２項の規定により市長が保育する必要があると認める児童を現に保育していること。

⑵　市長が子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。）第２９条第１項の地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する家庭的保育事業者であること。

（交付対象等）

第４条　補助金の交付の対象となる費用、補助金の算定基準及び補助金の額は、別表第１に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別表第２に掲げる日までに船橋市家庭的保育事業運営費補助金交付申請書（第１号様式）により、市長に申請しなければならない。この場合において、別表第３に掲げる費用に係る申請にあっては、同表に定める書類を添付しなければならない。

（交付可否の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交

付の可否を決定し、その旨を船橋市家庭的保育事業運営費補助金交付可否決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知する。

（交付請求）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市家庭的保育事業運営費補助金交付請求書（第３号様式）により速やかに市長に請求しなければならない。

（交付の時期）

第８条　前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

（報告の義務）

第９条　補助金の補助事業が完了した申請者は、補助金の使途を明確にするため補助事業が完了した日から起算して 20 日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに船橋市家庭的保育事業運営費補助金実績報告書（第４号様式）により市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第１０条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、前条に規定する書類の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市家庭的保育事業運営費補助金確定通知書（第５号様式）により当該申請者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第１１条　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（関係書類の整備）

第１２条　補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後５年間整備しておかなければならない。

附　則

この要綱は令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の船橋市家庭的保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、令和７年度以後の年度分の補助金について適用し、令和６年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表第１

区分	補助金の算定基準			補助金の額
障害児保育に要する費用	毎月1日在籍の障害児（保育認定子どもに限る。）のための保育に従事する正規職員又は臨時的雇用職員の保育士、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（この項においてこれらの者を「障害児保育に従事する保育士等」という。）、子育て支援員若しくは児童指導員（この項においてこれらの者を「障害児保育に従事する子育て支	右欄の正規職員を配置する場合	障害児保育に従事する保育士等	基本分　正規職員１人当たり月額 254,200 円以内。ただし、正規職員に係る期末手当分として、1 年につき、それぞれ月額の 4.6 月分を限度に加算する。 加算分　１日につき８時間を超える時間について臨時的雇用職員（市長が認めるものに限る。）を配置する場合は、⑴又は⑵に掲げる区分に応じ、次に定める額のいずれかの額を加算する。 ⑴　障害児保育に従事する保育士等

	援員等」という。）又は市長が認めるもの			当該臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,645 円以内かつ月額 176,000 円以内 ⑵　障害児保育に従事する子育て支援員等　当該臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,460 円以内かつ月額 156,200 円以内
			障害児保育に従事する子育て支援員等	基本分　正規職員 1 人当たり月額 236,400 円以内。ただし、正規職員に係る期末手当分として、1 年につき、それぞれ月額の 4.6 月分を限度に加算する。 加算分　1 日につき 8 時間を超える時間について臨時的雇用職員（市長が認めるものに限る。）を配置する場合は、⑴又は⑵に掲げる区分に応じ、次に定める額のいずれかの額を加算する。 ⑴　障害児保育に従事する保育教諭等当該臨時的雇用職

				員 1 時間当たり1,645 円以内かつ月額 176,000 円以 ⑵ 障害児保育に従事する子育て支援員等 当該臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,460 円以内かつ月額 156,200 円以内
			障害児保育に従事する保育士等	臨時的雇用職員1時間当たり1,645円以内かつ月額452,300円以内
			障害児保育に従事する子育て支援員等	臨時的雇用職員1時間当たり1,460円以内かつ月額401,500円以内

備考

1 障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、身体障害者福祉法（昭和２４律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和６２年千葉県要綱）の規定により療育手帳の交付を受けた児童又は市長が認めた障害児をいう。

2 正規職員とは、市内の家庭的保育事業を実施する事業所で1日6時間以上、月20日以上勤務する者をいう。

3 臨時的雇用職員とは、市内の家庭的保育事業を実施する事業所で勤務する

者のうち1に掲げる以外の者をいう。

4　保育士とは、法第18条の4に規定する者をいう。

5　保健師とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する者をいう。

6　助産師とは、保健師助産師看護師法第3条に規定する者をいう。

7　看護師とは、保健師助産師看護師法第5条に規定する者をいう。

8　准看護師とは、保健師助産師看護師法第６条に規定する者をいう。

9　理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）第２条第３項に規定する者をいう。

10　作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法第２条第４項に規定する者をいう。

11　言語聴覚士とは、言語聴覚士法（平成９年法律第１３２号）第２条に規定する者をいう。

12　子育て支援員研修事業の実施について(令和６年３月３０日こ成環第１１１号・こ支家第１８９号)の別紙子育て支援員研修事業実施要綱に規定する地域保育コースの地域型保育の専門研修を修了した者をいう。

13　児童　指導員とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第２１条第６項に規定する者をいう。

別表第２

区分	申請期限
障害児保育に要する費用	1.2.3月分　3月31日 4.5.6月分　7月15日 7.8.9月分　10月15日 10.11.12月分　1月15日

別表第３

区分	添付書類

障害児保育に要する費用	保育士証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証、准看護師免許証、理学療法士免許証、作業療法士免許証、言語聴覚士免許証、子育て支援員研修修了証書又は児童指導員の資格(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条に該当するもの)を証明するものの写し 注　2 回目以降の申請にあっては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。

第１号様式

年　　月　　日

船橋市長　あて

家庭的保育事業者名

所在地

代表者氏名

船橋市家庭的保育事業運営費補助金交付申請書

船橋市家庭的保育事業運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1.　申請金額　　円

2.　内訳　別紙のとおり

3.　添付書類

第２号様式

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

船橋市家庭的保育事業運営費補助金交付可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった船橋市家庭的保育事業運営費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1.　交付します。　　交付決定額　　円

内訳

区　分	交付金額

2.　交付しません。

理由

第３号様式

年　　月　　日

船橋市長　あて

家庭的保育事業者名

所在地

代表者氏名

船橋市家庭的保育事業運営費補助金交付請求書

船橋市家庭的保育事業運営費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額　　円

第４号様式

年　　月　　日

船橋市長　あて

家庭的保育事業者名

所在地

代表者氏名

船橋市家庭的保育事業運営費補助金実績報告書

年　　月　　日に交付決定を受けた船橋市家庭的保育事業運営費補助金に係る事業実施状況について別紙のとおり報告します。

第５号様式

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

船橋市家庭的保育事業運営費補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

指令年月日	年　　月　　日	指令番号	船橋市指令第　　号
補助年度			
補助対象の区分			
交付決定額			
補助対象経費精算額			
交付確定額			